

## 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について

こども未来部 保育課

### 1 保育料（利用者負担）の改定等について

長野市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会からの答申を必要とはされていませんが、本市においては、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定してきました。

### 2 保育に要する費用と保育料（利用者負担）について

保育所の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、法律上、公費と保護者が負担することになっており、保護者は、国の示す保育料基準に基づき、市町村が設定した保育料を保護者の所得に応じて負担し、残りを国と市が負担しています。なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の保育料基準より安価に保育料を設定しています。

### 3 近年の審議経緯について

保育料については、前年分の世帯の所得税額等を基に決定していますが、平成 22 年度の保育料については、国が保育所徴収額基準表の階層区分に新たに高所得者層の階層を新設したことから、本市でも同様の対応をしました。

また、平成 22 年度の税制改正において、所得税・個人住民税の扶養控除に係る年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、平成 24 年度以降の保育料については、国からの通知に基づき、その影響が生じないように取り扱っています。

### 4 平成 27 年度の保育所等保育料（利用者負担）の設定について

新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得状況その他の事情を勘案して定めることとされており、国は、現行の保育所等の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を検討するとしています。最終的な利用者負担の額については、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める必要があります。

なお、市町村の確認を受け、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」を受ける施設の利用者負担については、教育標準時間認定の子ども（1号認定）は、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して、保育認定の子ども（2号・3号認定）は、現行の保育所運営費による保育料を考慮して、それぞれ設定することになります。

平成 26 年度保育料徴収基準額表（月額）

長野市

階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B1	A階層及びD階層を除く、25年分所得税非課税世帯で、右の区分に該当する世帯(注)③	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0
B2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800 ( 900 )	1,200 ( 600 )
C1		25年度分(24年分所得に対する)市町村民税課税世帯	8,900 ( 4,450 )	6,600 ( 3,300 )
C2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 ( 4,950 )	7,600 ( 3,800 )
D1	A階層を除く25年分所得税課税世帯で、その所得額が右の区分に該当する世帯(注)③	7,500 円未満	14,200 ( 7,100 )	11,900 ( 5,950 )
D2		7,500 円以上 20,000 円未満	19,400 ( 9,700 )	16,800 ( 8,400 )
D3		20,000 円以上 40,000 円未満	24,500 ( 12,250 )	21,700 ( 10,850 )
D4		40,000 円以上 60,000 円未満	31,500 ( 15,750 )	25,200 ( 12,600 )
D5		60,000 円以上 80,000 円未満	40,500 ( 20,250 )	26,100 ( 13,050 )
D6		80,000 円以上 103,000 円未満	44,000 ( 22,000 )	26,600 ( 13,300 )
D7		103,000 円以上 183,000 円未満	50,500 ( 25,250 )	27,200 ( 13,600 )
D8		183,000 円以上 283,000 円未満	53,600 ( 26,800 )	28,700 ( 14,350 )
D9		283,000 円以上 413,000 円未満	54,500 ( 27,250 )	29,600 ( 14,800 )
D10		413,000 円以上 734,000 円未満	55,600 ( 27,800 )	30,700 ( 15,350 )
D11		734,000 円以上	56,700 ( 28,350 )	31,800 ( 15,900 )

- (注) ① 同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している2人以上の就学前児童がいる場合、年齢の低い児童(2子目)に係る保育料は( )内の額に軽減されます。なお、同一世帯から3人以上前記の施設のいずれかを利用している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降の保育料は無料です。
- 保育園以外の幼稚園、認定こども園等に入所又は利用している就学前児童を保育料の算定対象人数に加えるには、<複数通園児童保育料軽減届出書>をご提出ください。
- すべてのお子さんが保育園に通園している場合は、届出書の提出は必要ありません。
- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている方と同居の世帯の方が対象です。手帳及び受給証書の写しをご提出ください。
- ③ 所得税・市民税は、配当控除や住宅取得控除等の税額控除適用前の額とします。
- ④ 保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とします。
- ⑤ 表中のD1～D11階層における所得税額は、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除(0歳～15歳)及び特定扶養控除(16歳～18歳)の上乗せ部分について、引き続き当該扶養控除があるものとして税制改正前の控除額で計算することにより調整した額とします。

## 現行の国の保育料基準額表と長野市の保育所保育料徴収基準額表との比較

国の徴収金(保育料)基準額表(月額)

階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
I	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
II	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
III	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
IV	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯		40,000 円未満	30,000
V	40,000 円以上 103,000 円未満		44,500	41,500
VI	103,000 円以上 413,000 円未満		61,000	58,000
VII	413,000 円以上 734,000 円未満		80,000	77,000
VIII	734,000 円以上		104,000	101,000

長野市の保育所保育料徴収基準額表(月額)

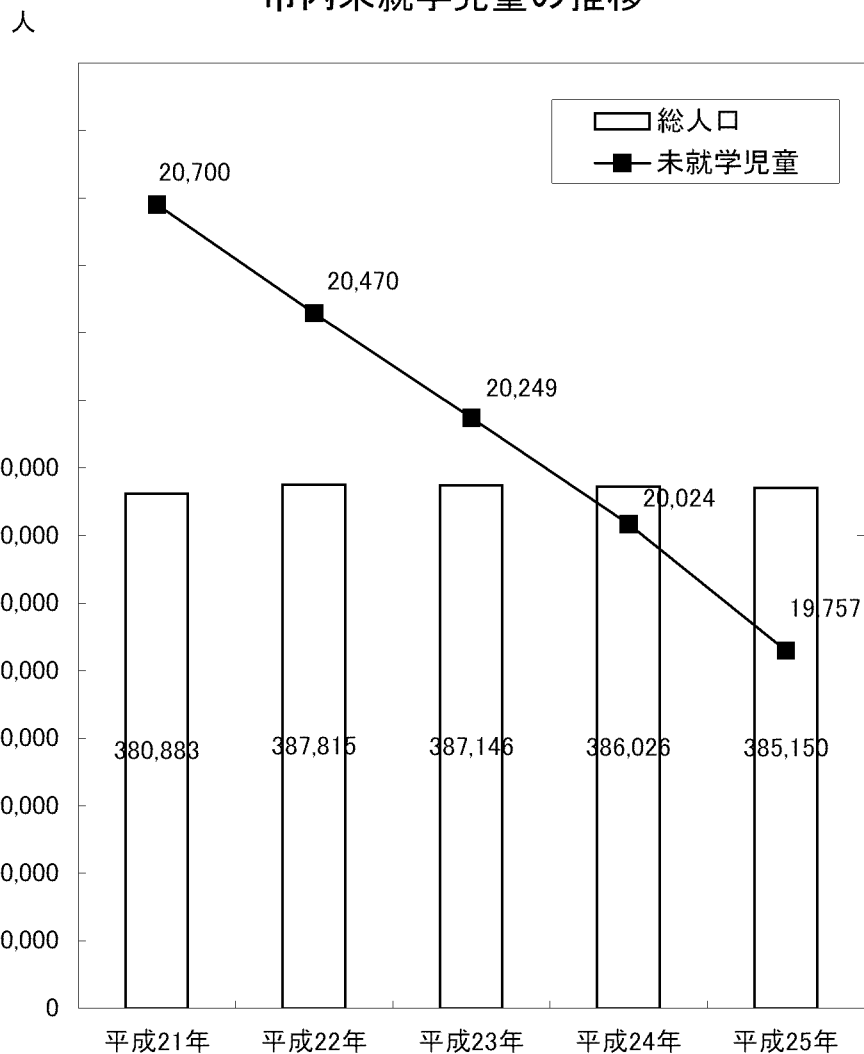
階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B1	A階層及びD階層を除く、25年度分(24年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	0	0
B2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	1,800	1,200
C1	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税課税世帯	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯	8,900	6,600
C2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900	7,600
D1	A階層を除く25年度分所得税課税世帯で、その所得税額が右の区分に該当する世帯	7,500 円未満	14,200	11,900
D2		7,500 円以上 20,000 円未満	19,400	16,800
D3		20,000 円以上 40,000 円未満	24,500	21,700
D4		40,000 円以上 60,000 円未満	31,500	25,200
D5		60,000 円以上 80,000 円未満	40,500	26,100
D6		80,000 円以上 103,000 円未満	44,000	26,600
D7		103,000 円以上 183,000 円未満	50,500	27,200
D8		183,000 円以上 283,000 円未満	53,600	28,700
D9		283,000 円以上 413,000 円未満	54,500	29,600
D10		413,000 円以上 734,000 円未満	55,600	30,700
D11		734,000 円以上	56,700	31,800

※保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とする。

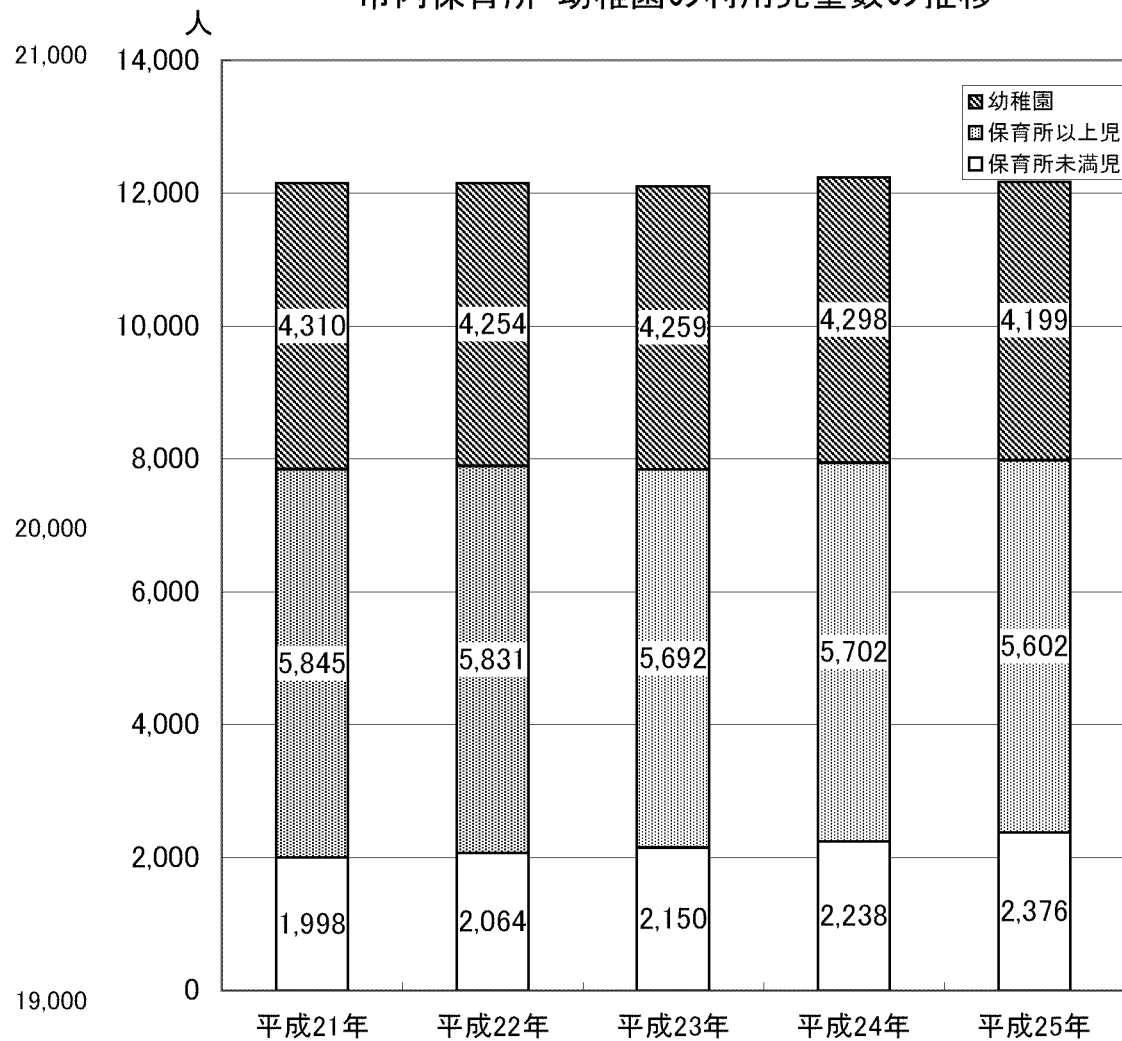
## 長野市の保育所保育料の改定等経緯

年度	措置	内 容	階層数	
			国	市
昭和50年4月1日	保育料及び使用料の適正化を図ることを目的に、長野市保育所徴収金等審議会を設置			
平成9年度	改定	・国の改定措置に準じて、改定率△1.15%～18.3%の範囲で改定		
平成10年度	原則据え置き	・20階層を15階層に変更 ・階層区分の変更に際し、階層間の開差及び激変緩和を配慮	7	15
平成11年度	原則据え置き	・同一世帯から3人以上保育所に入所している場合、3人目以降の保育料を無料とし、全階層に適用	7	15
平成12年度	据え置き		7	15
平成13年度	改定	・D6階層の3歳未満児を保育料を引き下げ 44,500円 → 44,000円	7	15
平成14年度	据え置き		7	15
平成15年度	据え置き		7	15
平成16年度	改定	・階層間格差の均衡を図るため、D4階層の3歳未満児の保育料 30,500円 → 31,500円へ引き上げ、 D5階層の3歳未満児の保育料 41,500円 → 40,500円へ引き下げ	7	15
平成17年度	据え置き		7	15
平成18年度	据え置き		7	15
平成19年度	原則据え置き	・同一世帯から保育所の他に、幼稚園及び認定こども園を利用している兄弟も算定対象人数に含めて、2人目以降における保育料を軽減措置	7	15
平成20年度	原則据え置き	・定率減税廃止に伴う所得税の増加による保育所保育料負担の増加を抑止すること、及び国から地方への税源移譲に伴い所得税が減額となることによる保育所保育料の減収を抑止、並びにD1階層からD10階層の税額区分の変更	7	15
平成21年度	据え置き		7	15
平成22年度	原則据え置き	・高所得者層に1階層追加し、D11階層とする	8	16
平成23年度	据え置き		8	16
平成24年度	原則据え置き	・所得税額は、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、引き続き当該扶養控除があるものとして、税制改正前の控除額で計算することにより調整した額とする	8	16
平成25年度	据え置き		8	16
平成26年度	原則据え置き	・復興特別所得税は保育料に影響しないものとする	8	16

市内未就学児童の推移

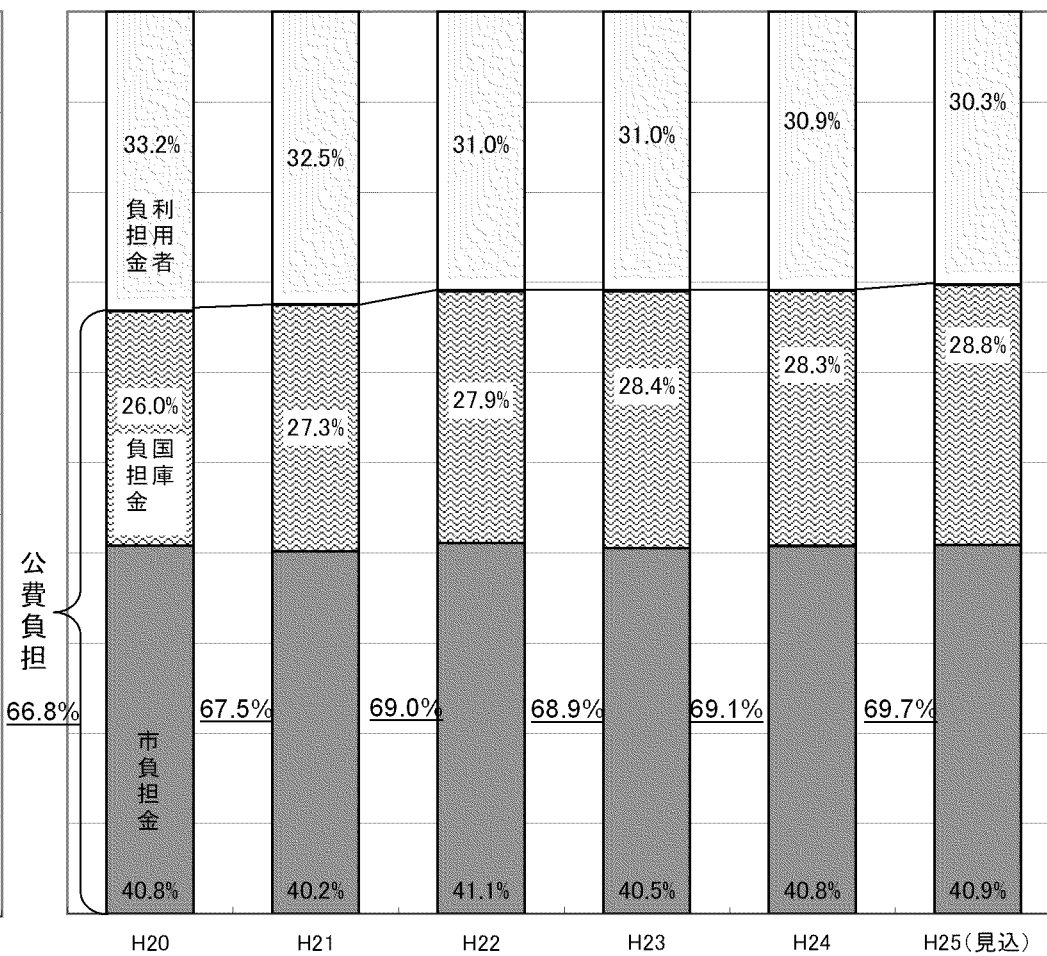
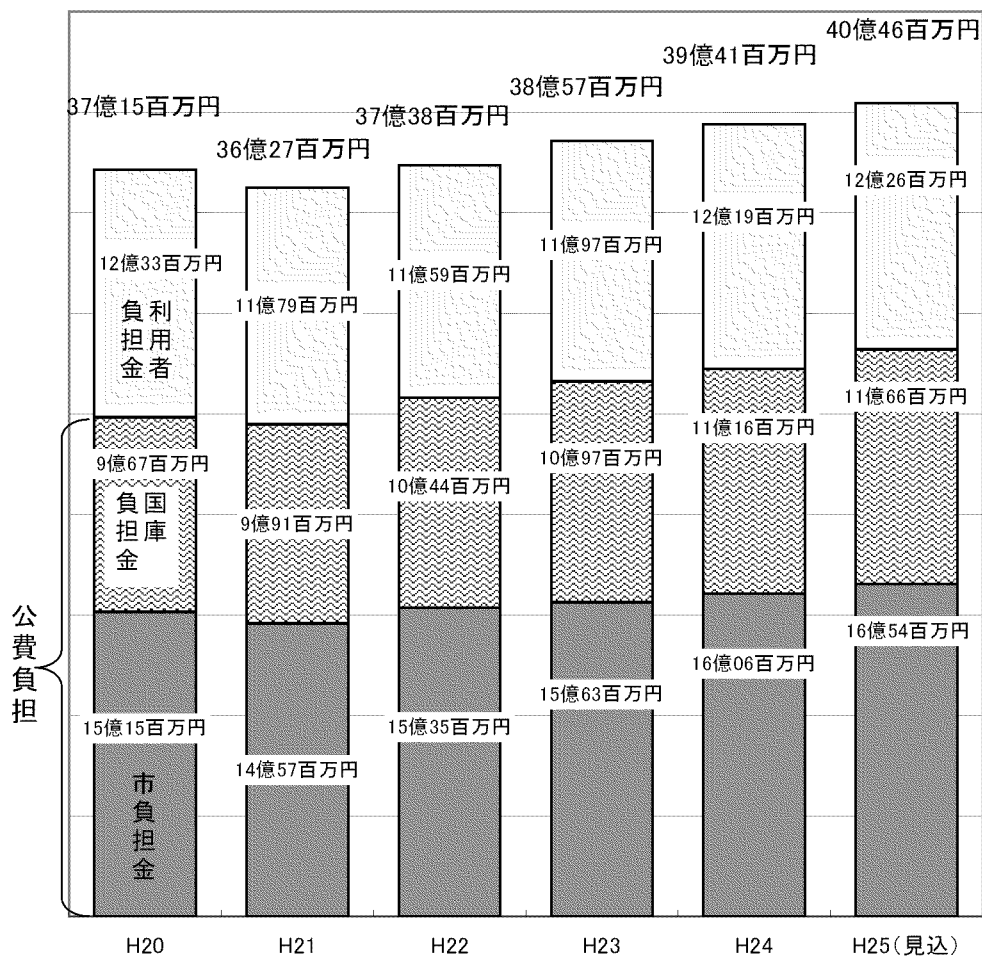


市内保育所・幼稚園の利用児童数の推移



【私立保育所運営費の推移】

【私立保育所運営費の財源比率の推移】



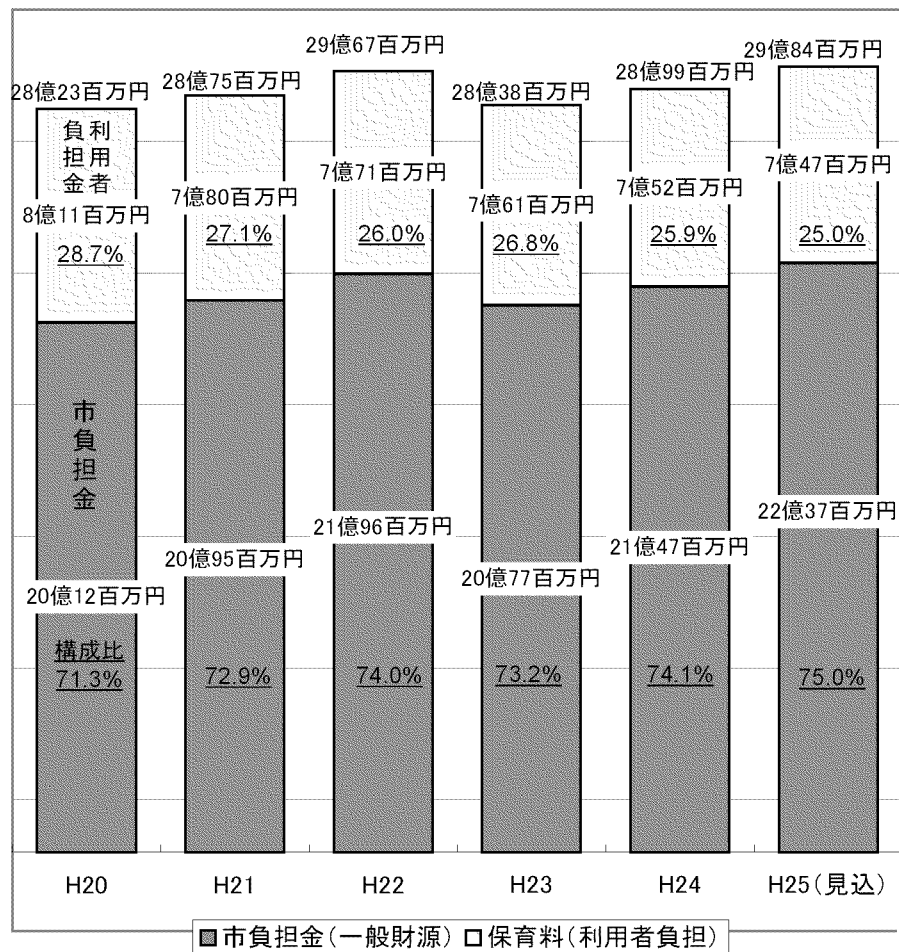
■市負担金(一般財源) ▨国庫負担金(特定財源) □保育料(利用者負担)

■市負担金(一般財源) ▨国庫負担金(特定財源) □保育料(利用者負担)

【市内私立保育所数の推移】

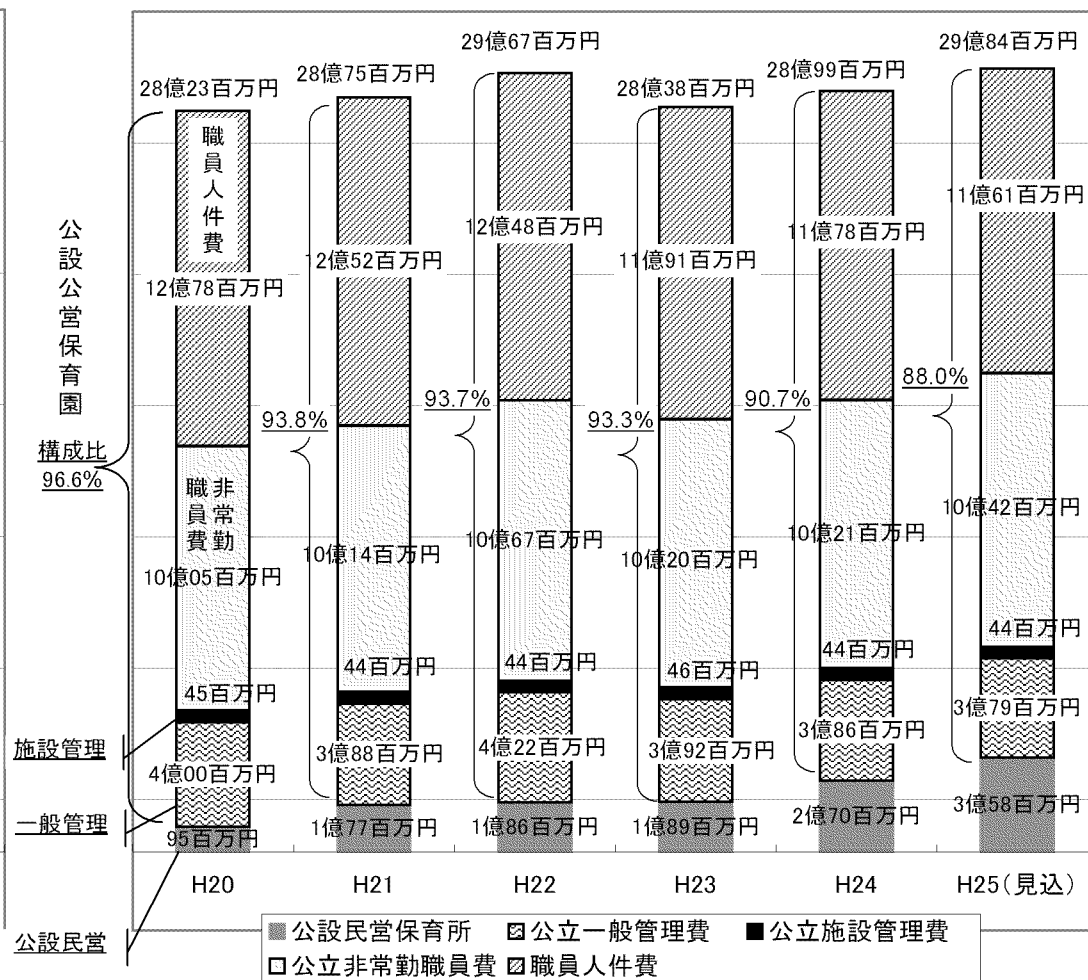
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
私立保育園	40 園	40 園	38 園	38 園	38 園	38 園
幼保連携型認定こども園	2 園	2 園	2 園	2 園	3 園	4 園

### 【公立保育所運営費の推移】



※市負担金は市税及び地方交付税によって措置されている。

### 【公立保育所運営費の目的別事業比率の推移】



### 【市内公立保育所数の推移】

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
公立保育園	40 園	39 園	40 園	36 園	35 園	34 園
保育所型認定こども園			1 園	1 園	1 園	1 園
公設民営保育園	4 園	5 園	5 園	5 園	6 園	7 園

## 私立幼稚園・保育所(国・市)保育料(利用者負担)比較

私立幼稚園(国基準)				保育所(国基準)			保育所(長野市基準)				年収に占める割合 ( )内:未満児				
階層区分		推定年収	保育料年額 <sup>注1</sup>	年収に占める割合	階層区分	推定年収 <sup>注2</sup>	保育料年額 ( )内:未満児	階層区分 ( )内:市民税所得割額	推定年収 <sup>注2</sup>	保育料年額 ( )内:未満児	軽減率 <sup>注3</sup> ( )内:未満児	保育所(国)	保育所(市)		
A	生活保護世帯		0 ( 0 )	0.0%	I		0 ( 0 )	A		0 ( 0 )	- ( - )	0.0% ( 0.0% )	0.0% ( 0.0% )		
B	市民税非課税世帯(所得割課税世帯含む)	271.5未満	108,800 ( 100,900 )	3.7%	II	市民税非課税世帯	256万円未満	72,000 ( 108,000 )	B1	256万円未満	0 ( 0 )	100.0% ( 100.0% )	2.8% ( 4.2% )	0.0% ( 0.0% )	
									B2		14,400 ( 21,600 )	80.0% ( 80.0% )			0.6% ( 0.8% )
C	市民税所得割額 77,100円以下	271.5万円～	192,800 ( 184,900 )	5.9%	III	市民税課税世帯	256万円～	198,000 ( 234,000 )	C1	256万円～	79,200 ( 106,800 )	60.0% ( 54.4% )	7.1% ( 8.4% )	2.8% ( 3.8% )	
									C2		91,200 ( 118,800 )	53.9% ( 49.2% )			3.3% ( 4.3% )
D	211,200円以下	360万円～	245,800 ( 237,900 )	4.6%	IV	所得税(調整後) 40,000円未満	300万円～	324,000 ( 360,000 )	D1	300万円～	7,500円未満 (57,720円未満)	55.9% ( 52.7% )	9.0% ( 10.0% )	4.6% ( 5.5% )	
									D2		7,500円以上 20,000円未満 (77,100円未満)	37.8% ( 35.3% )			5.9% ( 6.8% )
									D3		20,000円以上 40,000円未満 (96,720円未満)	19.6% ( 18.3% )			6.7% ( 7.5% )
D	211,200円以下	360万円～	245,800 ( 237,900 )	4.6%	V	40,000円以上 103,000円未満	420万円～	498,000 ( 534,000 )	D4	420万円～	40,000円以上 60,000円未満 (121,560円未満)	39.3% ( 29.2% )	9.8% ( 10.5% )	6.7% ( 8.4% )	
									D5		60,000円以上 80,000円未満 (146,400円未満)	37.1% ( 9.0% )			6.1% ( 9.5% )
									D6		80,000円以上 103,000円未満 (171,300円未満)	35.9% ( 1.1% )			5.6% ( 9.3% )
支給園 対象奨励 外費	211,200円超え	680万円～	308,000 ( 300,100 )	4.5%	VI	103,000円以上 413,000円未満	600万円～	696,000 ( 732,000 )	D7	600万円～	103,000円以上 183,000円未満 (215,100円未満)	53.1% ( 17.2% )	10.1% ( 10.6% )	5.0% ( 9.3% )	
									D8		183,000円以上 283,000円未満 (262,500円未満)	50.5% ( 12.1% )			4.6% ( 8.6% )
									D9		283,000円以上 413,000円未満 (300,360円未満)	49.0% ( 10.7% )			4.2% ( 7.8% )
支給園 対象奨励 外費	211,200円超え	680万円～	308,000 ( 300,100 )	4.5%	VII	413,000円以上 734,000円未満	880万円～	924,000 ( 960,000 )	D10	880万円～	413,000円以上 734,000円未満 (397,560円未満)	60.1% ( 30.5% )	9.4% ( 9.8% )	3.8% ( 6.8% )	
									D11		734,000円以上 (397,560円未満)	68.5% ( 45.5% )			3.5% ( 6.3% )
											以上児平均	53.4%			
											未満児平均	( 36.3% )			

注1 保育料年額は、第1子の就園奨励費補助金交付後の金額  
 上段:全国平均  
 下段:市平均

注2 推定年収は、夫婦(夫40歳未満、妻は夫の扶養)と年少扶養親族2人世帯で試算

注3 国基準の保育料に対する長野市保育料の階層別の軽減率

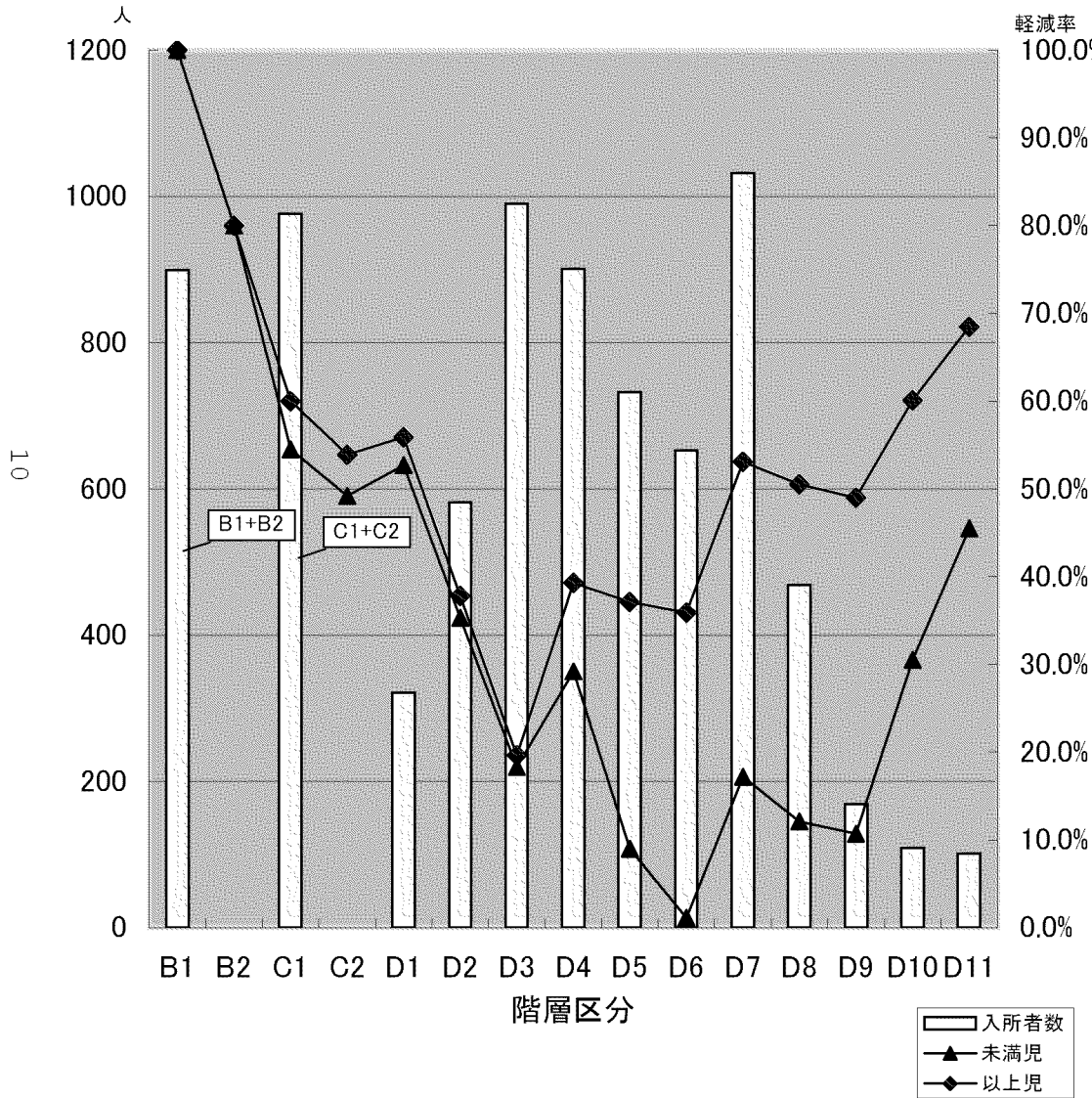


## 長野市における保育所保育料階層別入所者数・収納状況一覧

階層区分		推定世帯年収	保育料(月額:円)		入所者数(H26.4.1現在)				平成24年度決算額(現年度分:円)		
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	計	構成比	調定額	収入済額	収納率
A	生活保護世帯		0	0	5	45	50	0.6%	-	-	-
B1	市民税非課税世帯 (母子、父子、障害者)	256万円 未満	0	0	233	666	899	11.3%	11,987,270	11,866,140	99.0%
B2	市町村民税非課税世帯 (上記B1以外)		1,800	1,200							
C1	市民税課税世帯 (母子、父子、障害者)	256万円～	8,900	6,600	340	636	976	12.2%	87,441,690	85,843,920	98.2%
C2	市町村民税課税世帯 (上記C1以外)		9,900	7,600							
D1	7,500円未満	300万円～	14,200	11,900	95	226	321	4.0%	45,569,980	44,806,850	98.3%
D2	7,500円以上 20,000円未満	320万円～	19,400	16,800	160	422	582	7.3%	104,863,190	102,931,070	98.2%
D3	20,000円以上 40,000円未満	360万円～	24,500	21,700	343	647	990	12.4%	229,838,300	227,520,980	99.0%
D4	40,000円以上 60,000円未満	420万円～	31,500	25,200	284	617	901	11.3%	265,722,750	263,530,680	99.2%
D5	60,000円以上 80,000円未満	480万円～	40,500	26,100	227	505	732	9.2%	261,254,690	259,126,720	99.2%
D6	80,000円以上 103,000円未満	540万円～	44,000	26,600	198	455	653	8.2%	217,611,210	216,091,000	99.3%
D7	103,000円以上 183,000円未満	600万円～	50,500	27,200	299	733	1032	12.9%	408,379,620	406,473,440	99.5%
D8	183,000円以上 283,000円未満	700万円～	53,600	28,700	96	373	469	5.9%	183,165,610	182,364,520	99.6%
D9	283,000円以上 413,000円未満	800万円～	54,500	29,600	38	131	169	2.1%	78,582,040	78,273,710	99.6%
D10	413,000円以上 734,000円未満	880万円～	55,600	30,700	28	81	109	1.4%	54,773,190	54,533,130	99.6%
D11	734,000円以上	1,080万円～	56,700	31,800	31	70	101	1.3%	37,404,780	37,258,010	99.6%
			合 計		2,377	5,607	7,984	100.0%	1,986,594,320	1,970,620,170	99.2%

(注)入所者数には認定こども園は含まない。

国基準に対する本市の保育料階層区分別軽減率



年収に占める保育料の割合

